

奈良県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十号

奈良県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の」を削り、「昭和三十三年法律第九十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算」に改める。

第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（交付事業の要件）

**第六条** 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、災害その他知事が定める事情とする。

（拠出金）

**第七条** 知事は、政令第二十二條第一項の規定により、市町村から、知事が定める額を財政安定化基金拠出金として徴収する。

（延滞金）

**第八条** 知事は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる貸付事業の経費の財源に充てるために基金を処分する場合に係る貸付金に対する償還金又は前条の財政安定化基金拠出金を納期限までに納付しなかった市町村から、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合（じゆん閏年は、平年と同様に扱う。）で計算した延滞金を徴収する。

## 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。